

三朝町新型コロナウイルス等対策行動計画 概要版

令和8年5月
三朝町

改定の経緯

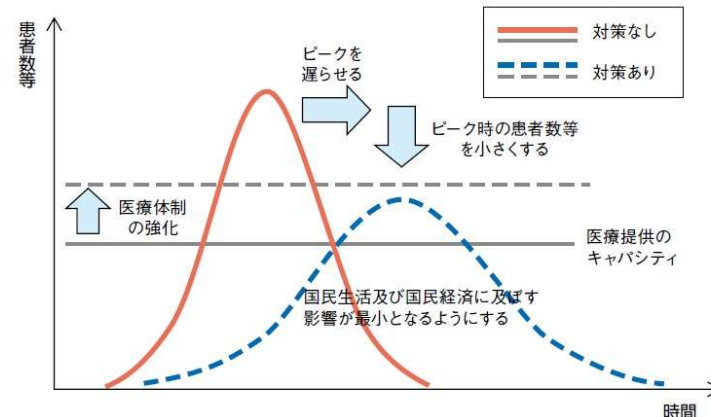
三朝町新型コロナウイルス等対策行動計画は、平成26年に策定された新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、平成27年3月に策定。今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるような新型コロナウイルス等対策政府行動計画が令和6年7月、県行動計画が令和7年1月に抜本的に改定されたため、町行動計画についても改定を行う。

行動計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策の効果

概念図



対象疾患

新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症に加えそれ以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

新型コロナウイルス等 (特措法第2条第2項)

新型コロナウイルス等感染症
(感染症法第6条⑦)

指定感染症
感染症法第6条⑧/特措法第2条①

新感染症
(感染症法第6条⑨/特措法第2条①)

- 新型コロナウイルス等感染症 (感染症法第6条⑦)
 - 新型コロナウイルス (感染症法第6条⑦-1)
 - 再興型インフルエンザ (感染症法第6条⑦-2)
 - 新型コロナウイルス感染症 (感染症法第6条⑦-3)
 - 再興型コロナウイルス感染症 (感染症法第6条⑦-4)

行動計画における主な対策（発生段階別）

【前計画】



【改定後】



状態	感染症が発生する前	感染症の発生初期（新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階）	感染症のまん延以降、収束するまで（封じ込めを念頭に対応する時期～特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）
----	-----------	--	---

実施措置項目ごとの主な対策	①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 町行動計画の作成や体制整備・強化 国及び県等との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の設置の検討 必要に応じ、人員体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 特措法に基づく町対策本部の設置 緊急事態措置に関する総合調整 必要時、県に事務代行や応援職員派遣を要請
	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染症対策に関する情報提供、共有体制整備 相談窓口等を設置する準備 	<ul style="list-style-type: none"> 準備期で整備した取り組みを実施 相談窓口等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の関心事項等を踏まえ、引き続き取り組みを実施 相談窓口等の継続
	③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策やまん延防止対策への理解促進（情報提供） 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止に備えた業務継続計画に基づく対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請（外出自粛、営業時間の変更、休業等）を住民へ周知
	④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの供給、接種体制（特定接種・住民接種）の構築に向けた準備 住民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築（人員・会場・物品等の確保、運営準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 接種の実施 接種体制に関する住民への情報提供 健康被害救済制度への対応
	⑤保護	<ul style="list-style-type: none"> 研修や訓練を通じた人材育成 関係機関との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に応じた健康観察及び生活支援に協力 住民への情報発信・共有開始 	
	⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き感染症対策物資等の備蓄状況の確認 備蓄物資等の供給に関する相互協力
	⑦住民の生活・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制・支援実施に係る仕組みの整備 生活支援を要する者への支援等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の安定供給に関する呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 心身への影響を考慮した必要な対策 住民生活、事業者への影響を緩和するため、必要な支援等の実施